

✦加古川第14次労働災害防止推進5か年計画✦

加古川労働基準監督署

2023年4月（令和5年度）より「加古川第14次労働災害防止推進5か年計画」（以下「加古川14次防」という。）がスタートしました。

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、計画期間内に達成することを目指し、労働災害防止及び働く人の健康保持増進を推進していきます。

【計画期間】

2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5か年

【計画の重点事項】

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進します。

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進



【計画の目標】

加古川14次防においては、労働災害を防止するための具体的な計画を定めており、特に計画の重点事項における取組の進捗状況「アウトプット指標」と定め、さらに達成目標を「アウトカム指標」と設定しています。

（下表参照 「計画の重点事項」② ③ ④ ⑥ ⑦ ⑧ に設定。）

「アウトプット指標」は、事業者において実施される事項をアウトプット指標と定め、労働者の協力のもと推進します。また、国はその達成を目指し、本計画の進捗状況把握の指標として取り扱います。そして、このアウトプット指標で定められる事項を実施し、その結果として期待される事項を「アウトカム指標」として定めています。

アウトプット指標	アウトカム指標
② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	転倒による労働災害発生件数を2022年と比較して2027年までに減少させる。
卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	社会福祉施設における腰痛による死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。

アウトプット指標	アウトカム指標
③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	外国人労働者の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。
⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進	
【陸上貨物運送業対策】 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
【建設業対策】 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。	建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
【製造業対策】 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
【林業対策】 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	林業における死亡災害を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、発生させない。
⑦ 労働者の健康確保対策の推進	
・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。	週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
・メンタルヘルス対策に取り組む事業場（労働者数50人以上）の割合を2027年までに100%を目指す。 ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
⑧ 労働者の健康確保対策の推進	
・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を加古川13次防期間と比較して、5%以上減少させる。
熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を加古川13次防期間と比較して減少させる。（当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの）

死亡災害 2022年（4人）と比較して、2027年において15%以上減少（1人以上減少）させる

死傷災害 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。